

令和3年9月10日

社協における新型コロナウイルス感染症対策について

～緊急事態宣言期間の延長を受けて

社会福祉法人福生市社会福祉協議会
会長 板寺正行

国の「緊急事態宣言」の期間延長に伴い、東京都及び福生市の方針等を受け、現行の社協の新型コロナウイルス感染症対策の対応期間の終日を「9月12日」から「9月30日」に変更する。

変更後の社協の新型コロナウイルス感染症対策については、次のとおり対応する。

1 福祉センター施設の対応について

宣言期間中、施設の閉館時刻について、午後10時とあるのを午後8時とする。

※月曜日の閉館時刻は、通常どおり午後5時15分とする。

※喫茶たんぽぽは休止とする。

※老人福祉センターは、入浴関連施設については人数制限をしたシャワーのみ可。

その他、カラオケ、健康器具の使用は休止とする。

ただし、次の業務は通常どおりとする。

- ・地域包括支援センター熊川（平日のみ）
- ・高齢者在宅サービスセンター田園、高齢者生きがい活動支援デイサービス
- ・生活介護事業所はっぴい
- ・各種相談窓口（予約制）

2 社協が主催又は共催するイベント等について

「新型コロナウイルスによる感染症に対する社協が主催するイベント等に関する取扱方針」（令和2年2月27日決定）並びに国や東京都が示すガイドライン等に基づき、開催制限等について判断するものとする。

3 輝き市民サポートセンター・学童クラブ・生活介護事業所れんげ園の対応について

（1）輝き市民サポートセンター

宣言期間中、施設の閉館時刻について、午後10時とあるのを午後8時とする。

（2）学童クラブ・生活介護事業所れんげ園

通常どおりの運営をする。宣言期間中、利用自粛の要請は行わない。

4 社協業務について

宣言期間中、昼時間（12時から13時まで）の窓口業務を休止する。

5 社協職員の勤務体制について

（1）「交代制在宅勤務」及び「時差出勤」の実施

宣言期間中、可能な範囲で「交代制在宅勤務」及び「時差出勤」を実施する。

（2）感染予防・感染拡大防止環境の維持

職員は、手洗い等の手指衛生、咳エチケット、業務時のマスクの着用はもとより、ソーシャルディスタンスの確保、職場の換気などを励行し、感染予防・感染拡大防止に資する環境を維持するものとする。

6 福祉センター内等の対応について

（1）福祉センター内会議等の自粛、代替等について

宣言期間中、福祉センター内部における会議等（審議会等を含む。）については、書面開催又は延期などの感染拡大防止措置を図り、特に必要な場合は、十分な感染症対策を講じ、必要最低限の範囲で実施するものとする。

（2）出張等について

宣言期間中、出張等の自粛又は電話、メール等による対応を図り、特に必要な場合は、十分な感染症対策を講じ、必要最低限の範囲で行動するものとする。

7 その他

（1）感染者が社協に発生した場合の対応について

今後、社協に関係する者が感染した場合において、濃厚接触者の有無等、更なる感染拡大のおそれがある状況にあるときは、その影響の度合いを勘案し、速やかに、休業その他の感染防止に資する対応をとり、感染の拡大を防ぐための措置を講じるものとする。

（2）柔軟かつ速やかな対応

市民の健康の確保、感染予防及び感染拡大防止を第一に、今後の国、東京都、福生市等の方針や市内における感染状況等を踏まえ、柔軟かつ速やかに、支援施策その他の社協の対策について、必要な措置を講じるものとする。